

○総務省告示第百八十二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百三十八号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

1 登録外国適合性評価機関の区別

1 登録外国適合性評価機関の区別

登録外国適合性評価機関	区別
[略]	
<u>ceotecom advanced GmbH</u>	202
[略]	
Eurofins Electrical and Electronic Testing NA, Inc.	214
Vista Laboratories, Inc.	216
[略]	

登録外国適合性評価機関	区別
[同左]	
<u>CTC advanced GmbH</u>	202
[同左]	
Eurofins Electrical and Electronic Testing NA, Inc.	214
ceotecom advanced GmbH	215
Vista Laboratories, Inc.	216
[同左]	

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。